

2013年1月1日施行 家事審判法から「家事事件手続法」へ

家事事件の手続については、これまで家事審判法によって運用がなされてきた。もっとも、同法は1947（昭和22）年の制定以降、大きな改正がなされたことはなかった。家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、かつ現代社会に適応した内容にするため、家事事件手続法が制定された。

施行は2013（平成25）年1月1日と目前に迫っているが、まだ改正点について漠然としてイメージしか持っていない会員も少なくないのではないかと

大坪会員及び池田会員によるポイントを絞った明快な要点解説により、本誌が会員皆様の業務遂行の一助になれば幸いである。

（岩崎 孝太郎）

CONTENTS

- I 家事事件手続法の要点と
同法施行に伴う実務の動向
- II 子どもの手続保障と子どもの手続代理人制度
- III 東京家庭裁判所からのお知らせ

I 家事事件手続法の要点と同法施行に伴う実務の動向

民事訴訟問題等特別委員会前委員長 大坪 和敏 (49期)



1 はじめに

2011年5月、家事審判法を全体として見直して新たに家事事件手続法（以下「新法」という。）が制定され、2013年1月1日から施行される*1。民事訴訟問題等特別委員会では、2011年度夏期合同研究において「家事事件手続法の制定と家事事件実務の動向」と題して、いち早く改正法の要点と改正法施行を踏まえた実務の動向について研究討論を行った*2。当初、その内容について本誌で特集を組むことが企画されていたが、その後、2012年7月には、家事事件手続規則が定められ、また、東京三会和東京家庭裁判所との間で、家事事件手続法施行後の運用につ

いて、2012年3月より継続的に意見交換が行われている。新法施行を前提として、試行的に実施されている運用もあり、施行後の運用も固まりつつある。そこで、改めて現時点における東京家庭裁判所における実務の動向を踏まえ、家事事件の流れに従い必要な限度で家事事件手続法の要点*3を紹介する*4。

なお、家事事件手続法は、実務に影響を与える多くの重大な改正を含んでおり、新法に基づき東京家庭裁判所において実施を予定している運用も、施行後も引き続き検証が続けられ、必要に応じて改善されるべき状況にある。ここで紹介する運用も将来改善される可能性のあるものであることを了解いただくとともに、今後の実務の動向に留意されたい。

2 家事調停手続

(1) 申立て

家事調停の申立ては、書面によらなければならない(255条1項)。身体上の障害等により書面を作成することが困難な申立人については、裁判所職員が代筆し、申立人の署名押印を求める方法で申立書を作成する方法(準口頭申立て)が可能である*5。

家事調停の申立書には、①当事者及び法定代理人、②申立ての趣旨及び理由(申立てを特定するのに必要な事実)、③「事件の実情」を記載しなければならない(255条2項、規則127条・37条1項。なお規則1条参照)。

東京家庭裁判所(本庁及び立川支部。以下同じ。)のホームページには、既に新法に対応した申立書の定型書式及び事情説明書等(ワード・エクセルファイル)が掲載されている(「裁判所」トップページ→「各地の裁判所」→「東京家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」→「家事事件の申立てで使う書式等」)。掲載書式の一覧は【表1】。なお、申立書の定型書式の当事者欄には手続代理人の記載欄は存在しないが、申立書の「申立人(又は法定代理人など)の記名押印」欄に手続代理人の氏名を記

【表1】東京家庭裁判所の申立書式等一覧

全ての申立てに共通の書式	<ul style="list-style-type: none"> 非開示の希望に関する申出書 連絡先等の届出書 申立人手続代理人等目録
夫婦関係や男女関係に関する調停の申立書	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦関係調整調停(離婚) 夫婦関係調整調停(円満) 内縁関係調整調停 婚姻費用の分担請求調停 財産分与請求調停 年金分割の割合を定める調停 慰謝料請求調停 離婚後の紛争調整調停 協議離婚無効確認調停
親族関係に関する調停の申立書	<ul style="list-style-type: none"> 扶養請求調停 親族関係調整調停
子どもに関する調停の申立書	<ul style="list-style-type: none"> 親子関係不存在確認調停 嫡出否認調停 認知調停 離縁調停 親権者変更調停 養育費請求調停 面会交流調停 子の監護者の指定調停 子の引渡し調停
相続に関する調停の申立書	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割調停 寄与分を定める処分調停 遺留分減殺による物件返還請求調停 遺産に関する紛争調整調停

*1: これに伴い家事審判法は廃止される。ただし、既に係属している家事事件には引き続き家事審判法が適用される(附則2条、整備法4条)。なお、以下、法令の引用は、家事事件手続法は条数のみとし、家事事件手続規則については、単に規則とする。

*2: 夏期合同研究のために作成し資料として配付した家事事件手続法の新旧条文対照表については、その後、2011年12月当委員会編集『条文対照家事事件手続法』として、新日本法規から刊行されている。

*3: 新法について詳しくは、さしあたり以下の文献を参照されたい。全体的な概要について、金子修「家事事件手続法の制定の経緯とその概要」法律のひろば2011年10月号4頁、山本和彦「家事事件手続法の意義と今後の展望 民事訴訟法研究者の視点から」同33頁、小田正二「家事事件手続法の概要と運用に関する課題」戸籍時報特別増刊号(682号)。より詳細には、金子修編著『一問一答家事事件手続法』(商事法務、2012)(以下「一問一答」という。)、秋武憲一『概説家事事件手続法』(青林書院、2012)、「研究会家事事件手続法1, 2, 3〜」論究ジュリスト1号146頁、2号193頁、3号156頁(連載中)。

*4: 家事事件手続法における未成年者の問題については、前記夏期合同研究においても取り上げたテーマであるが、最新の状況を盛り込むべく、子どもの人権と少年法に関する特別委員会に執筆を依頼した(後記「II 子どもの手続保障と子どもの手続代理人制度」参照)。

*5: 秋武・前掲注3・286頁。

名押印し、法律事務所の住所、電話番号、ファクシミリ番号や、複数の手続代理人が選任されており上記の欄に記載できない手続代理人の氏名や担当者の明示を「全ての申立てに共通の書式」中にある「申立人手続代理人等目録」に記載して、申立書に添付することが想定されている。

家事調停の申立てには、審判申立ての規定が準用される（255条4項）。したがって、2つ以上の事項についての調停を申し立てる場合に、これらの事項の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一つの申立てで数個の調停を求めることが可能である（申立ての併合。49条3項）。この場合、1通の申立書で行うこともできる。ただし、いずれの申立てについても当該裁判所に管轄があることが必要である。

さらに、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することもできる（申立ての変更。50条）。

(2) 申立書の写しの送付

家事調停の申立書の写しは、原則として相手方に送付される（256条1項）。申立書の送付については、立法段階においては、反対の意見もあつたが*6、相手方に申立ての内容を了知させた上で手続を進めることが、相手方の適切な手続活動の現実と早期の紛争の解決という観点からは相当であることを考慮し、申立書の写しを相手方に送付することが原則とされた*7。

ただし、反対論も踏まえ、申立書の写しの送付により、申立人と相手方の感情のもつれが一層激しくなり、自主的な話し合いが不能になることがあることも考慮し、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、例外的に申立てが

あつたことを通知することで足りるものとしている（256条1項ただし書）。

申立人の手続代理人としては、申立書の写しが相手方に送付されることを前提に、申立書にどの程度の事情を記載するかを検討する必要がある。従前、弁護士は、裁判所の定型の申立書書式を使用せずに、適宜の書式を用いて詳細に事情を記載していることが少なくなかったと思われる。しかし、施行後は、そのような申立書が相手方に送付されることにより紛争を激化させ、円滑な調停手続の進行を妨げるおそれがないかどうかを検討した上で、申立書を作成することが求められる。この点、前述の裁判所の定型書式は、手続代理人を選任しない本人でも、簡便に申立書を作成できることを前提として、裁判所及び相手方に必要な情報を簡潔に伝え、かつ、相手方が反論すべき事項を限定して、期日への出頭意欲を削がないよう慎重な配慮のもとに作成されている*8。細部において改善の余地もあり得るところではあるが、弁護士としても、第1回調停期日を充実させ、手続を円滑に進行させるという観点から、基本的には定型書式を利用することが望まれる*9。

なお、申立書を提出する際には、相手方人数分の写しを一緒に提出する必要がある（規則127条・37条3項・47条参照）。

(3) 申立書以外の提出書類

ア その他の定型書式による書類の提出

東京家庭裁判所においては、申立書のほかに、次の書類の提出が求められている。これらの書面は、他方当事者には送付されないが、閲覧・謄写の対象となるものもある（閲覧・謄写の対象となるものとして①、②及び④があげられる。⑤については（4）参照。）。これらの書式についても、申立書と同様、

東京家庭裁判所のホームページに掲載されている。

- ① 「事情説明書」：申立人が申立書の内容に関連する事情を記載する書面。夫婦関係調整、内縁関係調整を申し立てる場合に、夫婦間に未成年の子がいるときは、「子に関する事情説明書」も併せて提出する。
- ② 「答弁書」：申立書に対する相手方の意見を記載する書面。
- ③ 「進行に関する照会回答書」：申立人・相手方が調停手続の進行に関する事情を記載する書面。遺産分割調停に利用する書式と、その他の共通の書式がある。
- ④ 「連絡先等の届出書」：裁判所が申立人・相手方に書類を送付したり、連絡をする際の「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を記載する書面。手続代理人が選任されている場合には、同代理人の法律事務所の住所や固定電話の番号を記載することになる。
- ⑤ 「非開示の希望に関する申出書」：裁判所に提出する資料等の中に秘匿を希望する事項があり、マスキング等では対応できない場合に、所定の必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラーなどで付けて一体として提出する

(なお、次の「(4) 家事事件記録の閲覧・謄写」参照。)。なお、「非開示の希望に関する申出書」は、秘匿を希望する書面を明確にするため申出書と一体として提出することが求められており、ファクシミリによる提出は、その一体性が確保できないため、非開示の希望があった書面として扱われないので注意する。

イ 証拠書類等

申立ての理由及び事件の実情についての証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない(規則127条・37条2項)。

証拠書類(いわゆる「主張」を記載したものを除く。)については、調停においても調停委員が理解しやすいように、通常の民事訴訟と同様に、甲(申立人)・乙(相手方)などの符号、番号を付し、あわせて、証拠の標目や証明すべき内容等を記載した資料説明書を提出すべきである。証拠書類の提出に求められる手続代理人の配慮は、民事訴訟における訴訟代理人と異なるところはない。

また、東京家庭裁判所においては、当事者が提出する証拠書類等(資料説明書及び「主張」を記載した書面を含む。)のうち、養育費、婚姻費用、

-
- *6：立法段階の議論の状況については、三木浩一「非訟事件手続法・家事審判法改正の課題」ジュリスト1407号(2010)13頁。
- *7：NBL編集部編『非訟事件手続法・家事審判法の見直しに関する中間試案と解説』(商事法務, 2010)236頁, 一問一答・232頁。
- *8：定型書式の意義について詳しくは、清水研一・小田正二「家事事件手続法の意義と今後の展望 裁判官の立場から」法律のひろば2011年10月号18頁。
- *9：定型書式を利用することに対しては、第1回の期日から充実した話し合いをするために記載事項を制限するべきでないとの批判も強い。ここでは主に相手方の防御の機会が意識されていると思われる。しかし、申立人が相手方の防御を慮って申立書を作成する必要があるかは疑問である。申立人としては、あらかじめ詳細な事情を調停委員に知らしめて申立人に有利な判断をもってもらい、調停を有利に進めたいとの意向を持つことも考えられるが、そのような詳細な書面を申立書として出す必要はなく、別の主張書面、陳述書とすれば足りる。むしろ家事調停の本質から定型書式の利用が望ましい。すなわち、調停は当事者の話し合いに基づいて紛争を解決する手続である。そこでは民事訴訟におけるような書面での応酬は想定されていないはずである。民事訴訟においても口頭主義の形骸化、書面主義の偏重の実務に対しては疑問視されているところであるが(例えば準備書面の分量制限に関する「民事訴訟の迅速化に関するシンポジウム(下)」判例タイムズ1367号(2012)8頁〔三木浩一発言〕)、申立書についての議論は、調停においても弁護士書面偏重の傾向を端的に示しているともいえる。

【書式】 手続代理委任状の例

㊟

手続代理委任状

平成25年 月 日

住 所

委任者 ㊟

私は、次の弁護士を手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 ○ ○ ○ ○
 住所 東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号
 ○○ビル○階
 ○○法律事務所
 (○○弁護士会所属)
 TEL 03- -
 FAX 03- -

記

第1 事件
 申立人
 相手方
 裁判所 東京家庭裁判所
 事件名 事件(事件番号:平成 年()第 号)

第2 委任事項

- 1 第1記載の事件について、申立人・相手方手続代理人としてする一切の件
- 2 前項の申立ての取下げ
- 3 家事事件手続法(以下「法」という。)268条1項若しくは277条1項1号の合意、270条1項に規定する調停条項案の受諾又は286条8項の共同の申出
- 4 審判に対する即時抗告、法94条1項(288条において準用する場合を含む。)の抗告、97条2項(288条において準用する場合を含む。)の申立て又は279条1項若しくは286条1項の異議
- 5 前項の抗告(即時抗告を含む。)、申立て又異議の取下げ
- 6 代理人の選任

以上

財産分与、遺産分割等のいわゆる経済事件及び合意に相当する審判事件は、事件の性質上、他方当事者にも、同じ証拠書類等を交付する取扱いをしている。その他の事件においても他方当事者への交付を希望する証拠書類については、相手方用の写しを提出することになっている。書面の提出方法等については、東京家庭裁判所が作成している各事件類型ごとの調停手続の流れ等を説明した書面に記載されており、その内容はホームページに掲載され、また、当事者にも第1回調停期日前までには配付されるので、その内容をよく確認する必要がある。

なお、証拠資料等は、原則として、第1回調停期日前に、申立書の写しとともに相手方に送付することは予定されていないが、同期日の充実や早期の紛争解決等の観点から、できる限り申立書とともに提出することが望ましい。準備が間に合わない場合には同期日に持参することでも足りよう。

ウ 委任状(規則18条1項)

従来から、家事調停(家事審判)において、「訴訟委任状」として、訴訟と同じものが提出されていることが少なくないようである。形式的なことではあるが、調停・審判の手続は訴訟手続ではない。

新法においては、家事事件(家事調停・審判)における手続上の行為を手続行為といい、本人に代わって手続行為を行うことが手続代理であり、手続代理人には委任に基づく代理人が含まれ、民事訴訟法の訴訟代理人に対応する*10。手続代理人の代理権の範囲については、法24条に規定されている。同条2項には、申立ての取下げなど特別の委任事項が定められており、これらの特別の委任事項は、あらかじめ委任状に記載しておくことが望ましい。以上によれば、家事事件の委任状については、左上掲載の【書式】に示したような「手続代理委任状」を提出することが、新法の趣旨、文言等に沿うものと考えられる。

なお、委任状は、家事事件記録の一部として、閲覧・謄写の対象になる書類であり、他方当事者に依頼者の住所等を知らせたくない場合には、知られてもよい住所(申立書記載の住所)を記載する必要がある。

(4) 家事事件記録の閲覧・謄写

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、家事調停事件の記録の閲覧・謄写を請求することができ(254条1項)、家庭裁判所は「相当と認めるとき」に許可することができる(254条3項。ただし、合意に相当する審判事項についての調停事件を除く。)。他方、家事審判事件の当事者については、原則として記録の閲覧等を許可するものとしつつ、関係人のプライバシー等に

【表2】家事事件記録の閲覧・謄写

事 件	家事調停	家事審判	
条 文	254条	47条	
申立人	当事者・利害関係を疎明した第三者	当事者	利害関係を疎明した第三者
要 件	相当と認めるとき(3項) →家裁の許可	原則許可 プライバシー等に配慮した例外あり(3・4項)	相当と認めるとき(5項) →家裁の許可
備 考	従前と同じ (家事審判規則12条)	義務履行の命令事件も同様(290条4項) 審判前の保全処分事件の例外(108条)	

も配慮した例外規定を設けている(47条3項・4項)。したがって、別表第二に掲げる事項については、調停が不成立となり審判に移行し、調停で提出した資料が事実の調査の対象となった場合には、閲覧・謄写が原則として許可されることになることを念頭において調停段階における資料の提出を検討する必要がある。

許可・不許可の判断は、最終的には、個々の事案における裁判官の判断となる。この点、東京家庭裁判所では、提出書面のうち、他方当事者等による閲覧・謄写に差し支えがある書面(秘匿を希望する書面)については、あらかじめ書面を提出する際に前述の「非開示の希望に関する申出書」を一体として添付して提出することを求めている。これにより、その後、他方当事者等から閲覧・謄写許可申請があった際には、改めて提出者に開示の可否に関する意向聴取は行わない取扱いとなる。あらゆる書面について、非開示の希望に関する申出書を添付すれば閲覧等が許可されないことになるわけではないことは当然であり、前記(3)イのように、一定の事件については他方当事者交付用の写しの提出が求められているところであるが、他方で、手続代理人としては、書面の提出に当たって、この申出書を提出していなければ、閲覧等が許可される可能性が相当程度高いものと考え、真に秘匿しなければならない情報が記載されているかを検討した上で、そのような書面については、適時・適切に、「非開示の希望に関する申出書」を忘れずに提出しておく必要がある。なお、非開示の希望に関する申出書を提出している書面について、閲覧等の申請を許可する場合には、不意打ち防止のため当該書面の提出者に対し、予め家庭裁判所からその旨の連絡がされる予定である。

(5) 調停期日の運営

ア 双方当事者本人立会いのもとでの手続説明

当事者本人(関係人)は、調停期日に出頭しなければならないが、やむを得ない事由があるときは代理人を出頭させることができる(本人出頭主義。258条1項・51条2項)。

東京家庭裁判所においては、新法施行を契機として、調停委員等が、各調停期日の開始時に調停制度(初回のみ)や調停の進行予定等、各期日の終了時に争点等や次回期日に向けた課題等の説明を、双方当事者本人立会いのもとで行う、「双方当事者本人立会いのもとでの手続説明」を実施することを予定しているようである(なお、2012年10月1日以降に申し立てられた事件について試行的運用をしているとのこと)。以下は、東京三会と東京家庭裁判所との意見交換会において、この取組みの運用の在り方についての意見交換を経て、当面の間の運用方針として、同裁判所から説明を受けた内容の概要である。

この取組みは、当事者の手続保障及び合意による紛争解決の実現のために、①当事者が手続の透明性を実感することを通じて家庭裁判所への信頼を持つこと、②当事者が、手続の内容、進行予定、他方当事者の主張や争点を的確に理解して、これを当事者双方及び裁判所の三者が共有すること等が不可欠であるとの考えに基づくものである。そして、当事者本人による主体的な合意の形成を目的とする手続であることに照らし、手続代理人が選任されている場合であっても、代理人だけでなく双方本人の立会いが必要である。

ただし、暴言を含むDVの被害を受けていたり、精神科や心療内科等に通院中であるなど、顔を合

*10：一問一答・14頁。

わせることについて具体的な支障が存する事案には、実施しない方針とする。また、従来、家事調停は、事件の終局時を除き、当事者双方が顔を合わせないまま進行することが一般であり、市販の家事調停に関する実務書等にもそのような説明がされている。そこで、東京家庭裁判所では、この取組みの目的や内容についての理解が利用者等に定着するまでの当面の間は、顔を合わせることで自体に具体的な支障はないものの、本人が他方当事者との立会いを頑なに拒否するなどの場合についても、円滑な調停運営を妨げないという観点から、「双方当事者本人立会いのもとでの手続説明」の実施を見合わせることを予定している。

以上の東京家庭裁判所の取組みを踏まえ、手続代理人としては、この取組みの目的や趣旨を理解し、今後は、具体的な支障がない場合には、各期日の最初と最後には顔を合わせる機会もあることを前提として、法律相談の際や事件受任後の依頼者への説明には注意する必要がある。他方、双方立会いについて具体的な支障があると判断した場合には、前記(3)ア③の「進行に関する照会回答書」にその事情を記載して裁判所への注意喚起を促すことが必要である。裏付け資料を添付することも効果的であろう。

なお、この取組みは、当事者双方が、調停室に同席して、意見を述べ合ったり、話し合いをするなどのいわゆる同席調停とは目的、性質を異にするものである点に注意を要する。

イ 電話会議システム・テレビ会議システムによる手続への参加

新法においては、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、家事調停の

手続の期日を電話会議システム又はテレビ会議システムを利用してすることができる(258条1項・54条)。いずれかの当事者が期日に出頭していることは必要ではない。証拠調べについては、民事訴訟法204条・210条及び215条の3の規定による場合にのみ、テレビ会議システムに限り利用することができる(258条1項・64条1項)。

「相当と認めるとき」には、利害関係参加人、代理人又は第三者が遠隔の地に居住している場合、身体上の障害*11、病氣療養中等により調停を行う裁判所への出頭が困難な場合が考えられる。

電話会議システムの利用は、手続代理人がついている場合には、本人に弁護士事務所に来てもらって手続を進めることが予定されている。本人が身体上の障害や病氣療養中で法律事務所への出頭が困難な場合には、代理人が同席の上で、本人のいる施設で電話を受けることも一定の条件のもとに認められるべきものと考えられるので、家庭裁判所と協議する必要がある。なお、民事訴訟では、携帯電話を利用しての電話会議が認められることもあるが、家事事件では手続の性質上望ましくないと考えられる。

テレビ会議システムについては、遠方当事者が最寄りのシステムを備えた裁判所に出頭して行うことが予定されている。

一度電話会議システムの利用が認められた場合でも、当該期日に予定される手続行為(審理)の内容などによっては、続行期日における利用が認められないこともあるので、依頼者への説明には留意されたい。

ウ 調停手続の進め方

家事事件手続法は、調停手続の運営について特別な規定は設けていない。調停委員会が行う家事

調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する（259条）との従前と同様の規定が存するのみである。このことから新法施行後も調停手続の運営が変わることはないとの見解も聞かれる。しかし、新法の理念は、従来の家事調停のあり方についての反省と再検討を促す契機となるものであり、むしろ運用改善の機運は高いといえる。

この点、前記アの「双方当事者本人立会いのもとでの手続説明」は、新法の理念である手続の透明性を確保するための一つの手段として、重要かつ効果的なものと言えよう。

また、内容面に関する情報共有化の方策として、新法においては、申立書の写しの送付や審判手続における閲覧・謄写の規律の整備がされ、また、東京家庭裁判所における一定の事件について他方当事者交付用の書面の提出を促す取扱いもその一つとして位置づけられよう。そのほか、当事者双方が同席のもとで、意見を交換し、話し合いを進める同席調停の活用も、個別の事案、進行状況、当事者の属性などに応じて、情報共有化等の方策として考えられるところである。

このように、新法の施行を契機に、改めて家事調停制度の本質を踏まえた調停制度のあり方を考える必要があり、手続代理人の役割は、これまで以上に重要になってくるといえる。新法の施行は、手続代理人に対しこれまで以上に法的専門性のみならず、心理学、社会学その他の専門的知見を要求するといっても過言ではない。弁護士にとってはある

意味、活躍の場を広げる好機とさえいえる。従来のやり方を無反省に実践していくだけでは、手続代理人としての役割を果たしたことはない。今後家事事件を受任する弁護士としては、そのことを念頭に、紛争の円満な解決に向けて主体的に手続に関与するよう依頼者に働きかけ、弁護士としての適切な助言と支援をしていくことが求められる*12。

(6) 調停の成立・不成立

ア 調停の成立

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立する（268条1項）。調停を成立させる場面においても電話会議システム又はテレビ会議システムを利用することができる。ただし、離婚及び離縁の調停事件においては、認められない（268条3項）。

イ 調停条項案の書面による受諾（270条）

当事者の一部の者が、調停の内容には納得しながら、遠隔地に居住しているなどの理由から裁判所に出頭することができず、調停の成立が遅れたり、調停を成立させることができない事態になることを避けるために、現に出頭することのできない当事者が調停条項案を受諾する旨の書面を提出することにより、調停を成立させることができる（270条1項）。ただし、離婚又は離縁の調停事件については、調停条項案の書面による受諾の方法により調停を成立させることはできない（270条2項）。

*11：一問一答・38頁。

*12：近時は、第1回調停期日において実質的な話し合いをすることなく、はじめから訴訟などで裁判所の判断を得ることを前提として、調停不成立を求める弁護士も少なくないということが聞かれる（小田・前掲注3・15頁）。事案によっては、話し合いは極めて困難な場合があることは否定できないが、かといって話し合いの努力もしないというのは、弁護士がついた意味がないといわざるを得ない。小田・前掲注3・15頁は、家事の紛争をどう解決すべきかとの観点も踏まえた上で、代理人としては、依頼者の主張から一步離れたところから、当該紛争をどう解決するのが当事者にふさわしいのか、いわゆる落とし所をどこで考えるべきかも検討した上で調停に臨むことを要望する。

ウ 調停に代わる審判（284条）

家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な審判をすることができる。この制度は、主として、頑迷な一方の当事者の意向により、又はわずかな意見の相違により、調停が成立しないような場合や、一方当事者が手続追行の意欲を失っているような場合に、当事者に異議申立ての機会を保障しつつ（286条5項）、裁判所がそれまでに収集された資料に基づき、合理的かつ具体的な解決案を示すというものである*13。民事調停における「調停に代わる決定」（いわゆる17条決定）に相当する（民事調停法17条）。

当事者によっては、相手方と積極的に合意することまでは望まないものの、裁判所の判断には最終的にはあえて異議を述べない者も少なくない。前述の調停に代わる決定については、その積極的な活用が検討されているところであり、調停に代わる審判でも同様の場合は少なくなく、新法のもとで、その適用範囲が広がった（従前は一般調停のみであったが、新法では別表第二に掲げる事項についても調停に代わる審判ができることになった。）ことをも踏まえて、調停に代わる審判を積極的に活用することが望ましいとの意見もある*14。手続代理人としても、事件解決の一つの手段として調停に代わる審判を活用することを検討し、場合によっては当事者本人の微妙な真意を調停委員会に伝えつつ、調停に代わる審判を促すことも必要になるものと思われる。

エ 調停の不成立

当事者間に合意が成立する見込みがない場合又

は調停委員会が成立した合意が相当でないと認める場合には、調停は不成立となり、家事調停事件は終了する（272条1項）。

(7) 審判前の保全処分

従前、審判前の保全処分の申立てをするには、本案の審判が係属していなければならないとされていたことから、保全処分の申立てが問題となる事案においては、調停の申立てではなく、審判を申し立てることが行われていた。この点、新法においては、次の事項に関する家事調停の申立てがあったときにも審判前の保全処分の申立てをすることができることになった（105条1項）*15。①夫婦間の協力扶助に関する処分（157条1項1号）、②婚姻費用の分担に関する処分（同項2号）、③子の監護に関する処分（同項3号）、④財産分与に関する処分（同項4号）、⑤親権者の指定又は変更（175条1項）、⑥扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し（187条1号）、⑦扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し（同条2号）、⑧遺産の分割（200条2項）である。

3 家事審判手続

(1) 申立て

別表第二事件についての審判事件では、合意管轄が認められる（66条）。

別表第二事件についての家事審判の申立書（49条1項）の写しは、原則として相手方に送付される（67条1項）。送付されることを前提とした申立書の内容（記載事項は49条2項、規則37条・1条1項）については、家事調停の申立書について述べたところと同様である。

(2) 手続

ア 陳述聴取・審問

家庭裁判所は、別表第二事件の手続においては、原則として当事者の陳述を聴かなければならず、また、この陳述聴取は、当事者の申出があるときは、審問の期日において行わなければならない(68条)。ただし、年金分割事件では、当事者の審問の申出は認められていない(233条3項)。したがって、この場合は書面照会による陳述聴取をすることになる*16。

調停手続が先行した場合に、調停が不成立となった後の審判手続では、具体的な事案に応じて、次の方法が採られるものと考えられる*17。

- ① 改めて審判期日を指定し、審判期日において、審問して陳述を聴取する。
- ② 審判期日は開かずに、当事者双方に陳述聴取書を送付し、これに回答して返送してもらうことで陳述を聴取する。
- ③ 当事者双方が出席している調停期日において、調停不成立後、直ちに審判期日を開いて、審問して陳述を聴取する。

裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くという方法で事実の調査をするときは、他の当事

者は、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、当該期日に立ち会うことができる(69条。審問の期日は原則として、当事者及び利害関係人に通知される(規則48条。))。立会いを認めないためには、客観的に見て「事実の調査に支障を生ずるおそれがある」といえなければならない*18。

イ 調停事件記録についての事実の調査

家事事件手続法においては、調停事件記録が当然に審判の資料にならない。その結果、調停事件記録のうち、審判に必要な資料については、裁判所が事実の調査(56条1項)をすることにより審判事件の資料となる。

そして、当事者に事実の調査の結果(規則44条2項)について記録の閲覧・謄写をする機会を保障し、当該結果に適切な対応をとることができるように、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に通知しなければならない(70条)*19。

当事者は、この通知を受けて、適宜記録を閲覧・謄写して、必要な主張・反論を行う。必ずしも、閲覧・謄写申請によらず、当事者間で必要な書面を交換することで足りる場合も多いであろう。

*13：一問一答・245頁。

*14：秋武・前掲注3・24頁(秋武憲一)。具体的な活用例については、清水ほか・前掲注8・24頁、小田・前掲注3・45頁。

*15：この場合の本案事件は、当該家事調停の手続が家事審判の手続に移行した後の家事審判事件となる(金子・前掲注3・14頁注(6)、一問一答・172頁注4)。

*16：秋武・前掲注3・11頁(秋武)。

*17：秋武・前掲注3・12頁(秋武)、清水ほか・前掲注8・19頁、小田・前掲注3・44頁。

*18：秋武・前掲注3・13頁(秋武)。具体的には、同134頁(竹内純一)参照。

*19：通知の方法について定めはなく、書記官からの電話やFAXなど柔軟な形で行われる(小田・前掲注3・58頁、156頁)。

ウ 証拠調べ

証拠調べについては、当事者に申立権が認められる(56条1項(258条1項))。そして、当事者も事実の調査及び証拠調べに協力するものとされる(56条2項)。

家事事件の手続における証拠調べ手続の規律は、基本的には、民事訴訟法の定める方法による(64条1項)。ただし、公益性・後見性を実現するための職権探知主義、密行性等の家事事件手続の特質から、次のような特徴を有する。

- ① 証拠調べ手続は、非公開で行われる(33条)。
- ② 職権証拠調べ(56条1項(258条1項))。
- ③ 次の規定は準用されない。証明することを要しない事実についての民事訴訟法179条、集中証拠調べについての同法182条、参考人等の審尋に関する同法187条、証人尋問を当事者本人尋問に先行させることとする同法207条2項、真実擬制について定める同法208条・224条(229条2項及び232条1項において準用する場合を含む)及び229条4項。なお、真実擬制の代替措置として当事者が正当な理由なく出頭しないとき等には、過料の制裁を科すことができる(64条3項・4項・6項, 258条1項)。

(3) 審判

家庭裁判所は、別表第二事件の審判手続においては、原則として、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならない(71条)。また、家庭裁判所は、審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならない(72条)。「審判をする日」とは、当事者等に家庭裁判所が相当と認める方法で審判の告知をすることができるようになる日を指す*20。

(4) 即時抗告

審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる(85条1項)。新法では、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く)に対して原則として抗告状の写しが送付されることになった(88条)。また、原審における当事者及び審判を受ける者(抗告人を除く)の陳述を聴かなければ原裁判所の審判を取り消すことができず、別表第二事件の審判については、原審を取り消すか否かを問わず、原則として原審における当事者(抗告人を除く)の陳述を聴かなければならないものとして(89条)、抗告人以外の当事者等に反論等の機会を保障している。

4 その他実務上注意を要する改正事項等

(1) 申立の取下げ

ア 家事調停

家事調停の申立ては、原則として調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる(273条1項)。例外として、合意に相当する審判がされた後の家事調停の申立ての取下げ(相手方の同意を要する。278条)と、調停に代わる審判がされた後の家事調停の申立ての取下げ(取下げは認められない。285条1項)がある。

なお、家事調停については、申立人が不熱心で話し合いが進まない場合などについては、調停をしないこととするか(271条)、不成立とすることになる(272条)。

イ 家事審判

家事審判の申立ては、審判があった後は、取り

【表3】参加の要件

参加の種類	参加人	要件	
		(狭義の)参加	引込み(強制参加)
当事者参加	当事者となる資格を有する者	参加の申出(41条1項)	相当と認めるときに、当事者の申立て又は職権により(41条2項)
利害関係参加	審判を受ける者となるべき者	参加の申出(42条1項)	相当と認めるときに、職権により(42条3項)
	審判の結果により 直接の影響を受けるもの等	参加の申出 + 家裁の許可(42条2項)	

※家事調停については258条1項で準用

下げることができない(82条1項)。

以下の例外がある。

後見開始等の申立て(121条・133条・142条・180条・221条)、並びに遺言の確認の申立て及び遺言書の検認の申立て(212条)については、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

財産の分与に関する処分の申立て及び遺産の分割の申立てについては、相手方が本案について書面を出し、又は家事審判の手続の期日において陳述をした後は、相手方の同意を得なければ、取下げの効力を生じない(153条・199条)。

上記を除く別表第二事件については、審判が確定するまでは取り下げることができる(審判後は相手方の同意が必要。82条2項)。

手続の追行に不熱心な申立人への対策として、取下げの擬制の制度が定められている(83条)。

(2) 当事者参加・利害関係参加

新法では、「当事者となる資格を有する者」が、当事者として参加することができる当事者参加の制度(41条・258条1項)と、裁判の結果により影響を受ける者等が参加することができる利害関係参加の制度(42条・258条1項)を区別して設け、参加することができる者の範囲、参加した者の権限等を規定している。

当事者参加については、遺産分割事件において、

申立人又は相手方が相続人の地位を第三者に譲渡した場合などに活用することが考えられる*21。

利害関係人参加について詳細は、未成年の子に関連して、別途論じられる(本誌15頁以下)。

(3) 高等裁判所における調停

家事調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している高等裁判所は、事件を調停に付した上で、その家事調停事件を自ら処理することができる(274条1項及び3項)。

(4) 専門委員の制度

新しい非訟事件手続法においては、専門委員の制度が設けられているが(非訟事件手続法33条)、家事事件には設けられていない。これは、家庭裁判所調査官制度を活用できることから必要性がないと考えたとされる*22。これに対しては、遺産分割事件で、株価決定のために専門委員の意見を聞くことが有益な事案があるとの指摘もある*23。この点、調停委員会は、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる(264条・267条2項)*24、限られた場合ではあるが、この制度を活用することも考えられよう。もっとも、この制度は、旧法でも認められていたものであるが(家事審判規則136条の2)、実際に活用された例はあまり聞かれない。

*20：一問一答・121頁。具体的には、当事者が審判書正本を窓口で受け取ることができる日とされる(秋武・前掲注3・18頁、清水ほか・前掲注8・22頁、小田・前掲注3・28頁)。

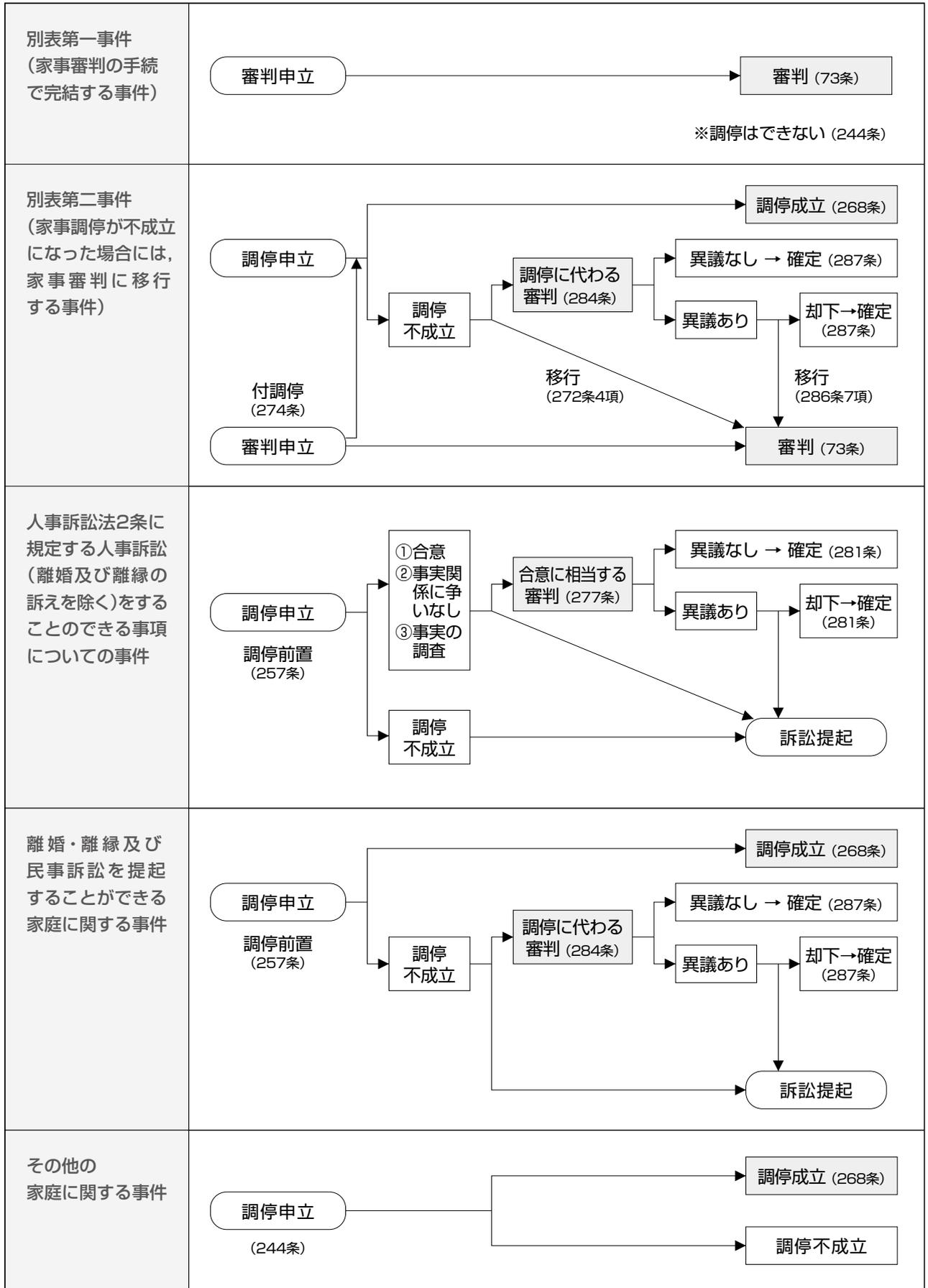
*21：一問一答・89頁・90頁注2。

*22：一問一答・88頁。

*23：「研究会家事事件手続法1」論究ジュリスト1号154頁(増田勝久発言)。

*24：一問一答・227頁。

【表4】 家事事件手続の流れ



*一問一答・47頁をもとに作成

Ⅱ 子どもの手続保障と子どもの手続代理人制度



子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 池田 清貴 (53期)

1 子どもの手続保障

家事事件手続法（以下、「新法」という。）では、当事者の手続保障と併せて、子ども*1の手続保障という面でも重要な改正がなされている。

第1に、子どもの意思の把握に関する総則的規定が創設された（65条・258条1項）。家事審判規則では15歳以上の子の陳述聴取の規定がいくつかの審判事件について個別的に置かれていたにすぎなかったが、新法では、子どもの意見表明権（子どもの権利条約第12条）を踏まえ、家事審判・調停手続における子どもの意思の把握について総則的な規定が置かれた。また、裁判所は、そうして把握した子どもの意思を年齢及び発達程度に応じて考慮する義務があるものとされた。なお、一定の事件については、15歳以上の子どもの陳述聴取が義務づけられている（152条2項・169条など）。

第2に、子どもは、受動的にその意思を聴取されるに止まらず、一定の事件においては、自ら家事事件の手続を行うことができることが定められた。従来から、未成年者であっても、解釈上一定の身分行為に関する手続については自ら行うことができるものとされていたが、新法では、原則として子どもの手続行為能力を否定しつつも（17条、民訴31条）一定の事件について個別的な規定を設ける形で*2、これを正面から認めることとされた（なお、法文上は明記されていないが、意思能力が必要とされるの

は当然の前提である。意思能力の有無は個別的に判断されるが、下限は小学校高学年程度ではないかと言われている*3）。これにより、当該事件においては、子どもは、事件の申立て（但し、実体法上申立権限が付与されたもの）、当事者参加（41条）、利害関係参加（42条）を通じて、手続に関与することができる。なお、利害関係参加には、子ども自身が任意に参加する場合（任意参加・42条1項、2項）と裁判所が職権で参加させる場合（職権参加・42条3項）がある。

第3に、子どもの手続代理人制度の実現である。意思能力のある子どもが一定の事件で手続上の行為を行う場合、裁判所は必要があるときは弁護士を子どもの手続代理人に選任することができるようになった（国選・23条）。また、子ども自身が弁護士を手続代理人に選任することもできる（私選）。子どもの手続代理人の第一義的役割は、子どもの意見表明を援助することであるが、それを通じた子どもの最善の利益の実現のための調整活動も期待されている。

2 子どもの手続代理人制度について

次に、子どもの手続代理人制度について具体的なイメージを持っていただくために、2つの架空のケースを設定し、就任の契機、具体的活動等につい

*1：未成年者をいう。

*2：子の監護に関する処分（財産上の給付を求めるものを除く）の審判（151条2号）・調停（252条1項2号）、親権者変更の審判（168条7号）・調停（252条1項4号）、親権喪失・停止・管理権喪失の審判（168条3号）、未成年後見人選任の審判（177条2号）、児童福祉施設等入所措置承認・更新の審判（235条）等。

*3：増田勝久「家事事件手続における『子どもの代理人』」戸籍時報676号10頁

て説明したい。また、実務上の課題としての報酬問題、相談体制、親の代理人に期待すること等について述べる。

(1) 子の監護に関する処分(面会交流)の調停

【ケース1】

父母が調停離婚し、A男(小6・12歳)の親権者は母と定められた。その後しばらくはA男と父との面会が実施されていたが、次第にA男が拒否するようになり、ここ3か月は面会が実施されていない。そこで、父が母に対し、面会交流の調停を申し立てた。調停では、母は、A男が父を嫌っているとして面会を拒絶し、父は、それは母がA男を洗脳しているからだとして反論し、激しく争っている。

ア 就任の契機

弁護士は、どのような経緯でA男の手続代理人に就任するか。たとえば、以下のような場合が想定できる。

- ① A男は、調査官による意向調査において利害関係参加の説明を受け、自ら利害関係参加の申立てを行う。裁判所はA男の利害関係参加を認め(42条2項)、弁護士会の推薦した甲弁護士を職権でA男の手続代理人に選任する(23条2項)。
- ② A男が「子どもの人権110番」に相談し、担当の甲弁護士から利害関係参加の説明を受け、甲弁護士の援助を得て、利害関係参加の申立て及び甲弁護士を手続代理人の候補者とする手続代理人選任の申立てを行う。裁判所

はA男の利害関係参加を認め(42条2項)、甲弁護士をA男の手続代理人に選任する(23条1項)。

- ③ 父がA男の真意を聞きたいとして、裁判所に対し、A男を職権で利害関係参加させ、手続代理人を選任するよう職権発動を促す。裁判所はA男を職権で利害関係参加させ(42条3項)、弁護士会の推薦した甲弁護士を職権でA男の手続代理人に選任する(23条2項)。
- ④ 母がA男自身に自ら真意を語ってもらいたいと思い、法定代理人としてA男について利害関係参加の申立て及び手続代理人選任の申立てをする。裁判所はA男の利害関係参加を認め(42条2項)、弁護士会の推薦した甲弁護士を職権でA男の手続代理人に選任する(23条2項)。

それぞれについて補足すると、上記②のバリエーションとして、A男が甲弁護士に自ら依頼すること(私選)も考えられるが、後述のとおり、未成年者単独では法テラスを利用できない現状があるため、日弁連の子どもに対する法律援助を利用できない場合には、報酬をどうするかという問題がある。そのため、②のように候補者として裁判所からの選任を受けること(国選)が推奨される(この場合、後述のとおり、報酬は手続費用となり、最終的に親に請求できる場合が多いと思われる)。

上記③については、調査官調査に重きを置く裁判所がA男を職権参加させ手続代理人を選任する場面は限定的であることが予想される。その意味では、母とA男との間に実質的な利益相反がある、虐待が疑われるなど、裁判所によるA男の意向把握のみではA男の利益が十分確保されない

おそれがある場合や、母がA男の意向調査に非協力的であり、裁判所としても十分な調査ができない等の場合には有益な方法と思われる。

上記④については、裁判所は、母がA男の意思に反して参加を強要しているなどA男の利益を害すると認めるときは、参加の申立て自体を却下しなければならない(42条5項)。その可能性を考えると、母は、A男に「子どもの人権110番」に相談するよう促し、上記②の方法を採ることが適当な場合が多いのではないだろうか。

上記①から④はあくまで例示にすぎず、誰が主導的に動くのか、利害関係参加が任意か職権か、手続代理人の選任が国選か私選か、国選の場合に候補者を立てるか立てないか等の組み合わせにより、多くのバリエーションがあり得るところである。事案に応じて、適切な組み合わせを検討する必要がある。

イ 具体的活動

A男の手続代理人に選任された甲弁護士は、A男と面談して、その意向を正確に把握し、調停期日に出頭してA男の意向を手続に顕出させる(意思形成の援助も含む)。これと並行して、記録の閲覧、調停委員会・調査官・父母(代理人があれば代理人)との積極的な意見交換や情報共有を通じて、A男が置かれた具体的状況を理解した上、A男の意向を適切に評価し、その最善の利益の実現のための具体的方策を検討する。また、A男の最善の利益に焦点を当てることにより父母に対し紛争解決に向けた自覚を促し、面会交流を含む監護のあり方についての調停条項案を提案するなどの調整活動を行う。

活動全体を通じて、A男の手続代理人は、A

男と必要に応じて双方向かつ頻度の高いコミュニケーションを取ることが望まれる。たとえば、A男からの随時の相談を受けること、毎回の期日報告を行うことなど、いずれも通常の依頼者に対しても行っていることではあるが、子どもの場合には、それらをより丁寧に行いたい。また、事件の終盤においては、A男に対して、面会が認められそうだと認められるとして頻度は何回程度になりそうだと等、事件の具体的見通しについて丁寧に説明し、それを踏まえた具体的アドバイスをするのも望ましい。こうした活動は、調停委員会・調査官の活動を補完する意味でも重要である。

具体的活動の詳細は、日弁連子どもの権利委員会作成の「子どもの手続代理人マニュアル」に詳しいので、ご参照いただきたい(日弁連ホームページ→会員専用ページ→書式・マニュアル)。

(2) 親権停止の審判

【ケース2】

B子(18歳)は、単独親権者である母の虐待から逃れるため、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの運営する子どものためのシェルターに入所し、自立を目指している。しかし、母は、B子のアパートの賃貸借契約や就労に対する同意を合理的理由なく拒否するなどして、B子の自立を妨げている。そこで、B子は、母に対し、親権停止の審判を申し立てることを検討している。

ア 就任の契機

弁護士は、どのような経緯でB子の手続代理人に就任するか。たとえば、以下のような場合が想定できる。

① B子は、シェルターの子ども担当弁護士（子どものためのシェルターでは子ども一人一人に担当の弁護士が就くこととされるのが一般で、社会福祉法人カリヨン子どもセンターにおいては「子ども担当弁護士」と呼称されている）である甲弁護士に自ら依頼して（私選）、甲弁護士を手続代理人として、裁判所に対し親権停止の審判を申し立てる。

この場合、日弁連の子どもに対する法律援助を利用することができる。

イ 具体的活動

甲弁護士は、申立代理人である以上、申立てを認める審判を得るべく主張立証活動を行う。親との調整活動が不調に終わった結果としての審判申立てと思われるので、調整活動の役割は後退するであろうが、B子の自立援助が目的である以上、必要に応じて母との調整活動を行うこともあり得えよう。

(3) 実務上の課題——報酬問題

子どもの手続代理人の実務上の課題としては、報酬問題が最も重要である。以下、国選の場合と、私選の場合を分けて検討する。

ア 国選の場合

裁判所が選任した子どもの手続代理人の報酬は手続費用となり、原則として各自の負担、つまり子どもの負担となる（28条1項）。ただし、

裁判所は、事情により、本人以外の当事者に負担させることができるので（28条2項）、たとえば【ケース1】では父母に負担させることができる。子ども自身には資力がないのが一般的であるから、このような取扱いが一般的となるのではないかと予想される。

もっとも、子どもの手続代理人の報酬を、予想される最終的負担者に予納させるという取扱いにはならない可能性が高いため、審判・調停終了後に回収の問題が残ることとなる。

回収については、子どもが手続上の救助（32条）を受けていれば、手続終了後、手続代理人が手続費用確定処分を経て、最終的負担者から直接取り立てることができる（32条2項、民訴85条）。

イ 私選の場合

子ども本人の依頼により子どもの手続代理人となる場合、その報酬は子ども自身の負担となる。

資力のない子どもについては、法テラスを利用することが考えられるが、法テラスでは、現在、子ども単独での民事法律扶助の利用を認めていない。

他方、日弁連の子どもに対する法律援助の利用が考えられる。この点、同援助の対象者は、児童虐待その他の事由により人権救済を必要としている子どもで、親権者及び親族から協力を得られない場合とされており、【ケース2】はこれに該当し同援助を利用することができるが、【ケース1】では該当しない場合も多いのではないだろうか。

ウ 小括

このように、国選、私選いずれの場合にも問題点が存在する。こうした問題点を解消するため、日弁連子どもの権利委員会は、2012年9月13日付「子どもの手続代理人の報酬の公費負担を求める意見書」を公表しているところである。

(4) 相談体制

子どもの人権救済センターでは「子どもの人権110番」を通じて、広く子どもの人権侵害に関する相談を受け、必要に応じて代理人活動もしている。これまで虐待、いじめ、体罰等の案件が多数を占めていたが、子どもの手続代理人制度の導入に伴い、離婚など家庭内の紛争における子どもの救済についても相談体制を整えるべく、研修等の準備をしているところである。

(5) 親の代理人にお願いしたいこと

親の代理人をしている場合に、親の代理人である以上、親の意向に正面から反する代理人活動をすることはできないものの、それが果たして子どもの福祉に適うのだろうかという悩みを持つ事案も少なくないのではないだろうか。そのような事案では、

是非、子どもの最善の利益の実現のために、子どもの手続代理人を活用していただければと思う。具体的には、親や子ども本人に子どもの手続代理人の活動をご紹介いただき、「子どもの人権110番」(03-3503-0110)に相談することを勧めていただければ幸いである。

子ども本人や親が自発的に子どもの手続代理人制度を活用することは期待できない以上、この制度の活用と発展は、親の代理人の理解と協力に拠るところが極めて大きい。

3 最後に

家事事件における子どもの手続代理人制度は、子どもの声を代弁することを通じて、その最善の利益の実現を目指す制度である。子どもの手続代理人は、子どもの声の代弁という役割に偏りすぎてもいけないし、最善の利益を担保する後見的役割に偏りすぎてもいけないという困難な職責を担う。今後、一つ一つの事例の積み重ねの中で、その困難な職責の中味が具体的に形作られていくであろう。その経験を共有しつつ、制度を発展させていきたい。

子どもの人権110番

東京弁護士会子どもの人権救済センター
<http://www.toben.or.jp/kodomo/>

■ 電話相談 ☎ 03-3503-0110

月～金:13:30～16:30 17:00～20:00 土:13:00～16:00

■ 無料面接相談 ☎ 03-3581-2205 (面接申込)

水:13:30～16:30 土:13:00～16:00

Ⅲ 東京家庭裁判所からのお知らせ

東京家庭裁判所から、以下のとおりお知らせがありましたので、ご一読ください。

東京家裁（本庁・立川支部）では、家事調停事件の各期日において、双方当事者本人に立ち会っていただき、手続説明等を実施してまいります。

1 概要

東京家庭裁判所では、家事事件手続法の趣旨を踏まえ、当事者の手続保障及び合意による紛争解決促進のため、家事調停事件の各期日開始時及び終了時において、双方当事者本人に同時に立ち会っていただき、調停委員等が手続説明等を行う運用を実施していきます。事件終局時の成立・不成立の意思確認についても同様です。

ただし、一律又は硬直的な実施を目指すものではありません。

実施にあたっては、具体的な支障のために立ち会うことができない当事者や特に初回はかなり緊張して期日に臨む当事者がいること等の事情を十分に踏まえて、当事者及び手続代理人から、双方当事者本人立会いに対する具体的な支障の有無等について適切に確認した上で、実施の可否を柔軟に判断してまいります。また、当事者や手続代理人の間に、家事調停は他方当事者と顔を合わせないでよいものという認識が相当程度あることを踏まえ、不意打ちになったり、無用の不安感を与えないよう、このような運用を行うことを確実にお知らせしていくとともに、実施に際しては、その趣旨や手順などについて十分にご説明します。

双方当事者本人立会いのもとでの手続説明の趣旨・目的をご理解の上、ご協力のほどお願い申し上げます。

2 趣旨・目的

平成25年1月1日より施行される家事事件手続法においては、当事者の手続保障及び合意による紛争解決実現のために、新たな手続規定が多く設けられました。そのため、東京家庭裁判所では、当事者が、手続そのもの、調停の進行予定、他方当事者の主張や争点、次回期日の進行見通し等を的確に理解することを通じて、主体的に合意形成を検討できるよう、調停委員等による手続説明、進行確認、検討課題の提示等を充実させることが非常に重要であると考えております。

そして、当事者が、手続の透明性を実感することを通じて家庭裁判所への信頼を持っていただくこと、手続に主体的に関与し、紛争解決に向けて必要かつ十分な情報を共有することや他方当事者との合意が重要であることを十分に認識していただくこと等のためには、これらの手続説明、進行確認等を双方当事者本人立会いのもとに行うことが、非常に効果的です。また、事件終局時の成立・不成立の意思確認についても、双方当事者本人立会いのもとに行うことは、合意に基づいた新しい関係を円滑に継続させていくため（成立の場合）、又は、その後の別の裁判手続等の前提となる調停時における双方の意見や対立点等についての認識を共通にするため（不成立の場合）に、不可欠の前提と言っても過言ではないでしょう。後者については、現在も大概の事件で実施しております。

そこで、家事調停において、当事者への手続説明や進行確認等をよりの確に実施するとともに、各説明や進行確認等を双方当事者本人立会いのもとで行っていくこととします。

3 対象事件

平成24年10月1日以降に申立てがされた事件（同日前から係属している事件について、具体的状況に応じて同様の運用をすることを否定するものではありません。）

4 当事者への周知等

- (1) 東京家庭裁判所ホームページに本運用の概要を掲載します（平成25年1月ころ掲載予定）。
- (2) 平成24年10月1日以降、当事者に対して、調停に関する手続上の注意事項等を記載した説明書面を交付していますが、同書面に、「調停期日においては、原則として、開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある方は、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。」という説明文を記載します（平成25年1月1日から記載予定）。
- (3) 手続の進行や必要に応じて、調停委員、その他の職員からご説明します。

5 具体的な流れ

(1) 第1回期日前

他方当事者から暴力をふるわれるおそれがある、

他方当事者と顔を合わせるとパニックに陥る等の具体的な支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」（手続案内等で書式を交付しています。また、東京家裁のHPにも掲載しています。）にその旨を記載して、申立書又は答弁書とともに提出してください。

(2) 第1回期日当日

(1)により具体的な支障があることが事前に判明していた事案を除き、調停委員から当事者双方に対して、期日の冒頭に、本運用の実施についてご説明します。(1)と同様に、具体的な支障がある場合には、その旨お答えください。具体的な支障についてご説明がされた場合には、本運用の実施は控えることとします。

なお、第1回期日は、当事者の緊張が高い場合が見られます。この場合、当事者の様子を見ながら、開始時は見合わせ、ある程度緊張がほぐれた終了時に実施する等、柔軟に対応することも考えております。

(3) 一般的な説明事項

（なお、事件の内容、進行状況等に応じて変わります。）

ア 各期日開始時

調停の概要（初回期日のみ調停委員会の構成、非公開の趣旨、裁判所側の守秘義務、合意により紛争解決を目指す制度であること等を説明します。）

調停の進行予定（初回期日では事情及び意向の聴取、課題（争点）の明確化、解決案の検討、合意内容の確認等の合意形成に至る調停手続の流れを説明し、続行期日では当該期日の進行予定を

説明します。)

事件類型に応じた検討項目の説明，書面の提出方法，閲覧謄写の取扱い

イ 各期日終了時

期日で議論した内容の確認，次回期日の検討課題，期日間の準備事項（課題や準備内容に応じて，書面の提出方法等や閲覧謄写の取扱いに関する説明を行うこともあります。)

ウ 事件終局時

成立の場合には，成立した合意の内容

不成立の場合には，合意に達した内容，争点についての双方の主張，最終的に合意に達しなかった事項

(4) 説明の性質

本運用の内容は，裁判官，調停委員等が手続や進行に関する説明をすることが中心です。説明内容について疑問点があれば，当事者は，その場で，又は，個別に裁判官，調停委員等に質問をし，説明を受けることができます。双方当事者は，裁判官，調停委員等が，双方に同じ説明をしていることを確認し，手続的公正や中立性を実感することができます。

以上のとおり，本運用は，当事者双方が同席して，意見を述べ合ったり，話し合いを行うなどのいわゆる同席調停とは目的，性質を異にするものです。

(5) 運用上の留意点

本運用は，(4) のとおり当事者には主に説明を聴いていただくものですが，当事者が，他方当事者へ不適切な行動をとったり，自己の発言を強く求める等円滑な調停運営を妨げる事態が発生した場合には途中で中止する等，目的に沿った運用となるよう配慮します。

手続説明は，4 (2) に記載した当事者に事前に交付する説明書面を利用して行います。調停手続の内容や書面の提出方法，閲覧謄写の取扱い等が記載された重要な書面ですので，当事者本人のみならず，手続代理人の弁護士においても必ず目を通していただき，各期日に持参してください。

6 その他

(1) 当事者が弁護士の手続代理人を選任している場合であっても，本運用の趣旨を踏まえ，代理人のみでなく，当事者本人にも立ち会っていただきます。

(2) 本運用の実施については諸事情に鑑み柔軟に対応するとともに，具体的な支障がある事件を除き，実施範囲が着実に広がっていくよう目指していきます。今後とも，家事調停が効果的な紛争解決制度として機能していくよう，様々な方策を検討していく予定です。